



これからの浄化槽について

令和6年10月24日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 沼田 正樹



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

目次

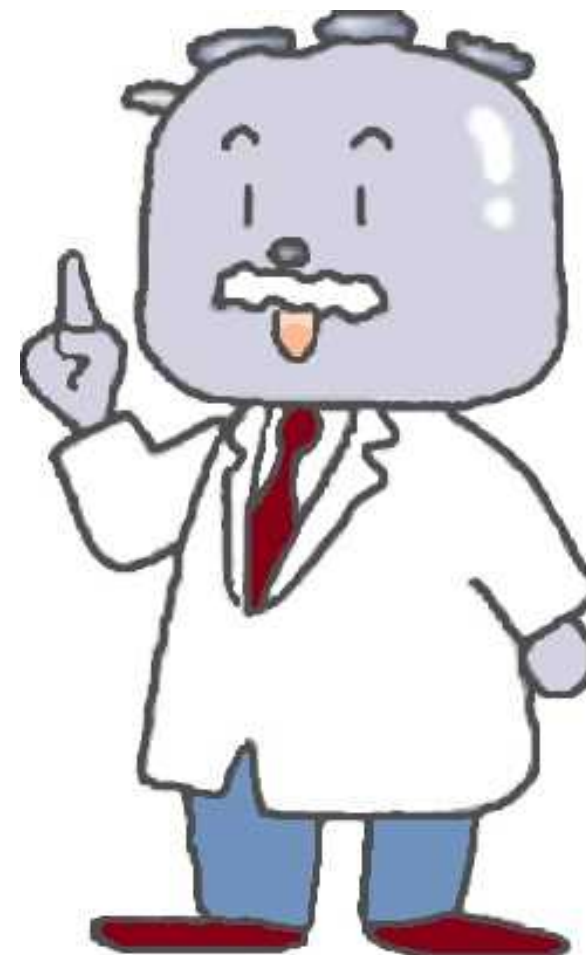
1. 浄化槽の現状

2. 浄化槽行政を巡る課題

3. 能登半島地震における 浄化槽復旧対策

4. 改正法の施行状況を踏まえた 見直し・検討

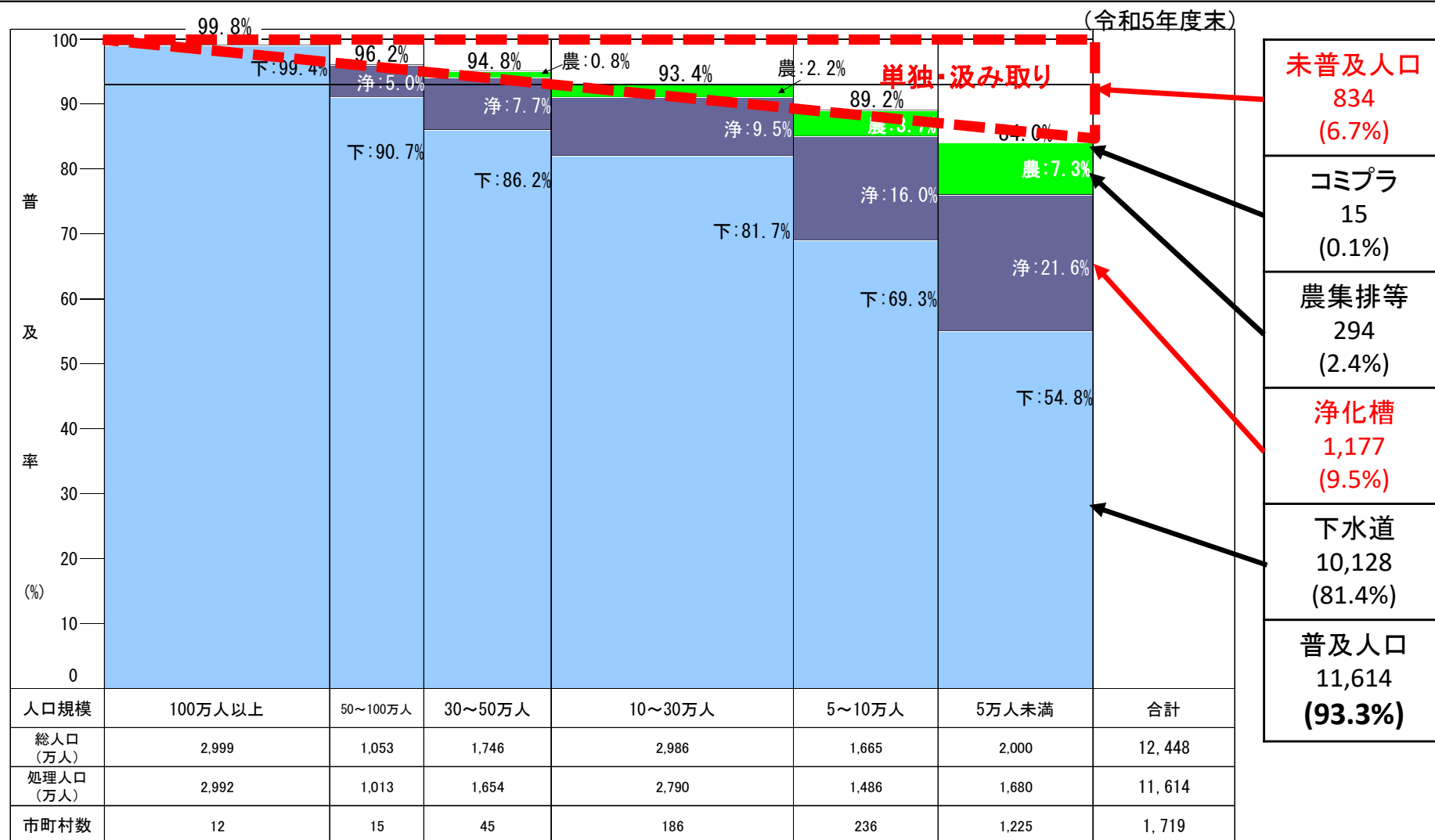
5. 浄化槽に係る予算制度



1. 浄化槽の現状

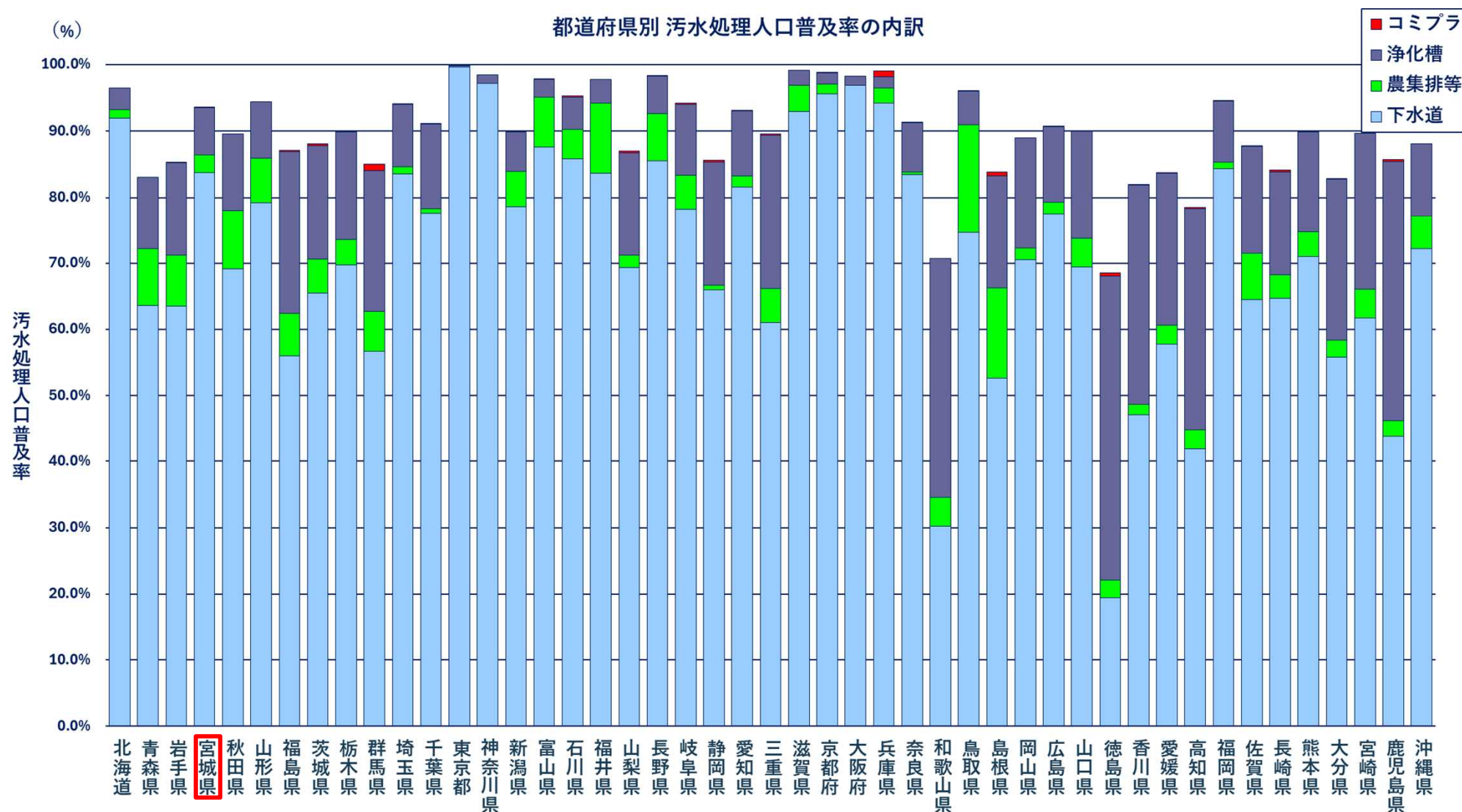
都市規模別の汚水処理施設の普及状況(～令和5年度末)

- 令和5年度末の汚水処理人口普及率は**93.3%**(全国平均)、うち浄化槽人口普及率は**9.5%**
- 人口5万人未満の都市では浄化槽人口普及率が**21.6%**となるなど、**人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い**
⇒未普及解消に向け、浄化槽が求められる役割は大きい



1. 浄化槽の現状

都道府県別 汚水処理人口普及率の内訳(令和5年度末)



宮城県の汚水処理人口普及率：93.6%（うち浄化槽人口普及率7.1%）

(令和5年度末)

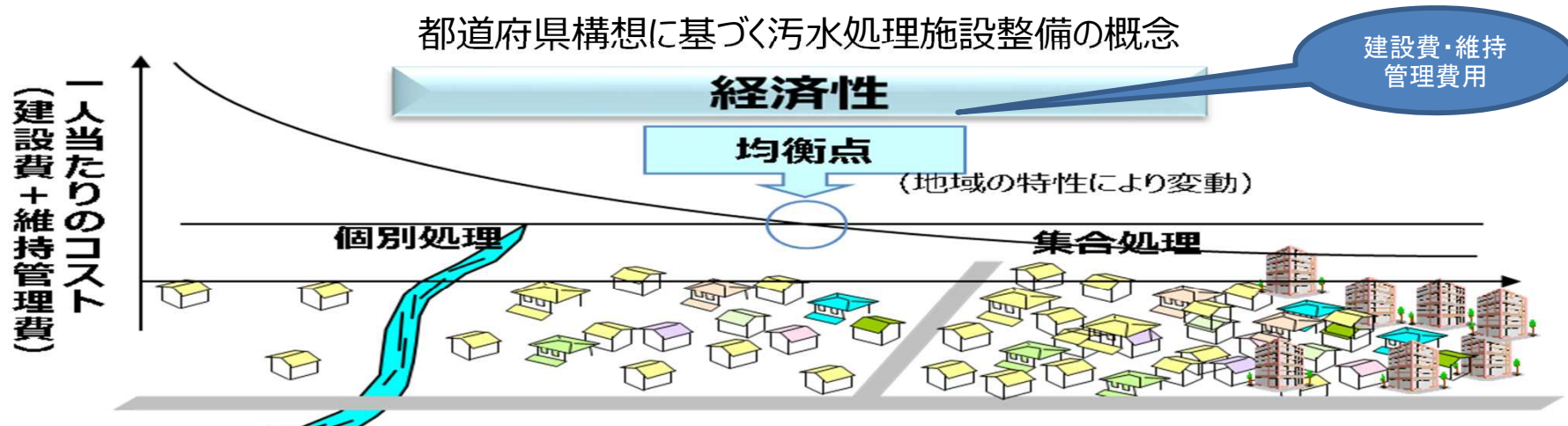
1. 浄化槽の現状

污水处理施設の概成に向けて

- わが国の污水处理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種污水处理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指すこととしている。（「概成」＝污水处理人口普及率95%）

※各都道府県が策定する污水处理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な污水处理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

- 概成目標の達成のためには、都道府県構想策定マニュアル（H26年 国交省・農水省・環境省策定）に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備の促進が求められる。



人口密度の低い区域は個別処理（浄化槽）が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

1. 浄化槽の現状

下水道から浄化槽への整備区域見直しの一例

山口県宇部市

- 令和2年8月、下水道区域を縮小し、汚水処理手法を下水道から合併処理浄化槽に見直すことを決定
- この結果、下水道区域は 5, 199ha → 3, 876ha に縮小

愛媛県松山市

- 令和3年4月に下水道計画を見直し。投資効果の高い市街化区域はこれまでどおり公共下水道区域とする一方、市街化調整区域は、原則、合併処理浄化槽による汚水処理区域とした
- この結果、下水道計画区域は 8, 728ha → 6, 943ha に縮小

徳島県(徳島市、小松島市等)

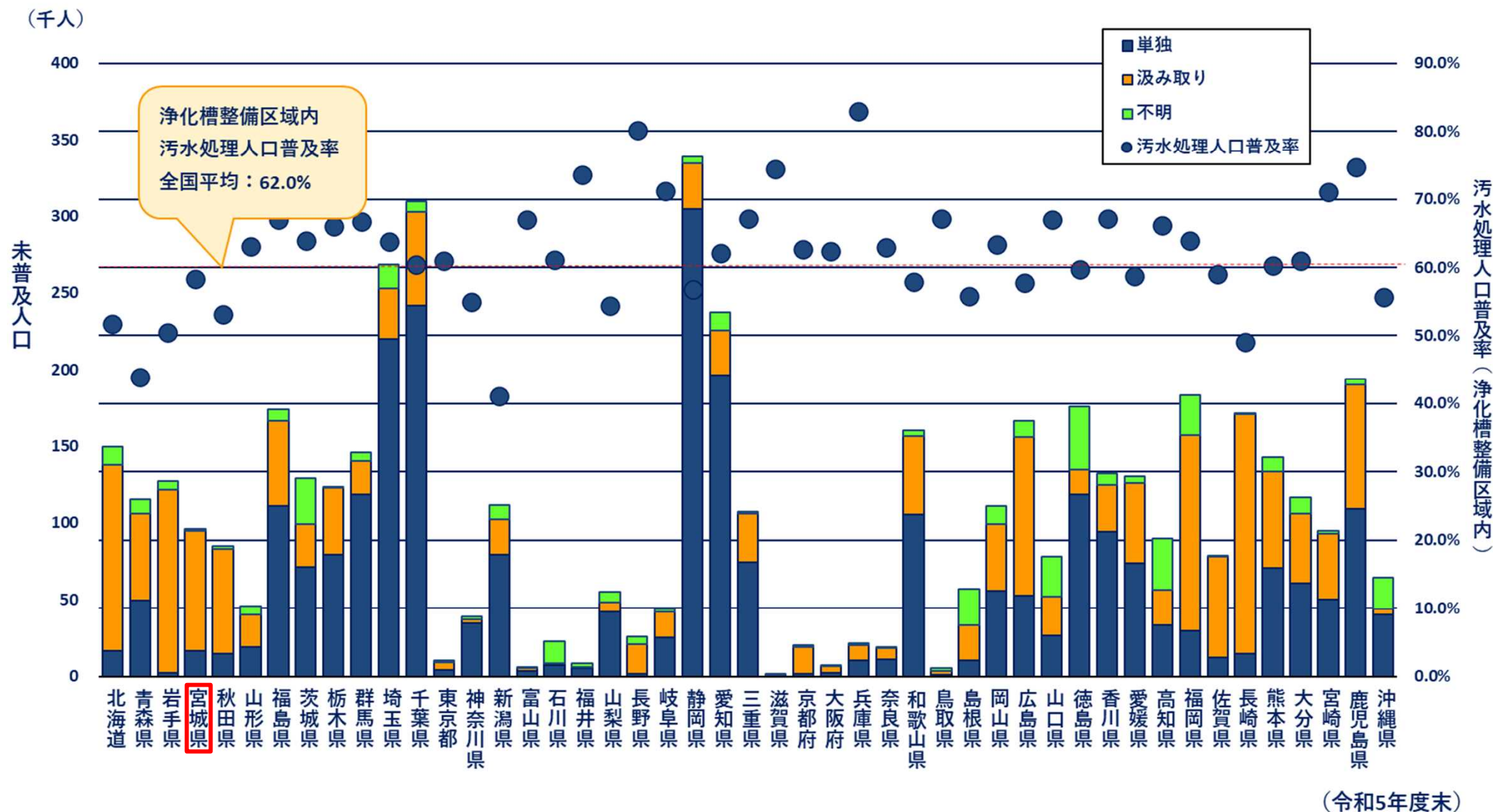
- 令和4年12月に県の生活排水処理構想を見直し
- この結果、県内の下水道等の集合処理区域は 11, 542ha → 7, 009ha に縮小
- 一例として徳島市は下水道整備区域を半減(3, 269ha→1, 612ha)、小松島市は下水道区域を481ha→0haに見直し、市全域で合併処理浄化槽による汚水処理を推進

青森県

- 令和5年6月に汚水処理施設整備構想を改定。下水道区域について、将来的に真に必要な区域へ絞り込む等の見直しを実施
- この結果、下水道等の集合処理区域は 41, 569ha → 37, 993ha に縮小

1. 浄化槽の現状

汚水処理未普及人口の内訳(令和5年度末)

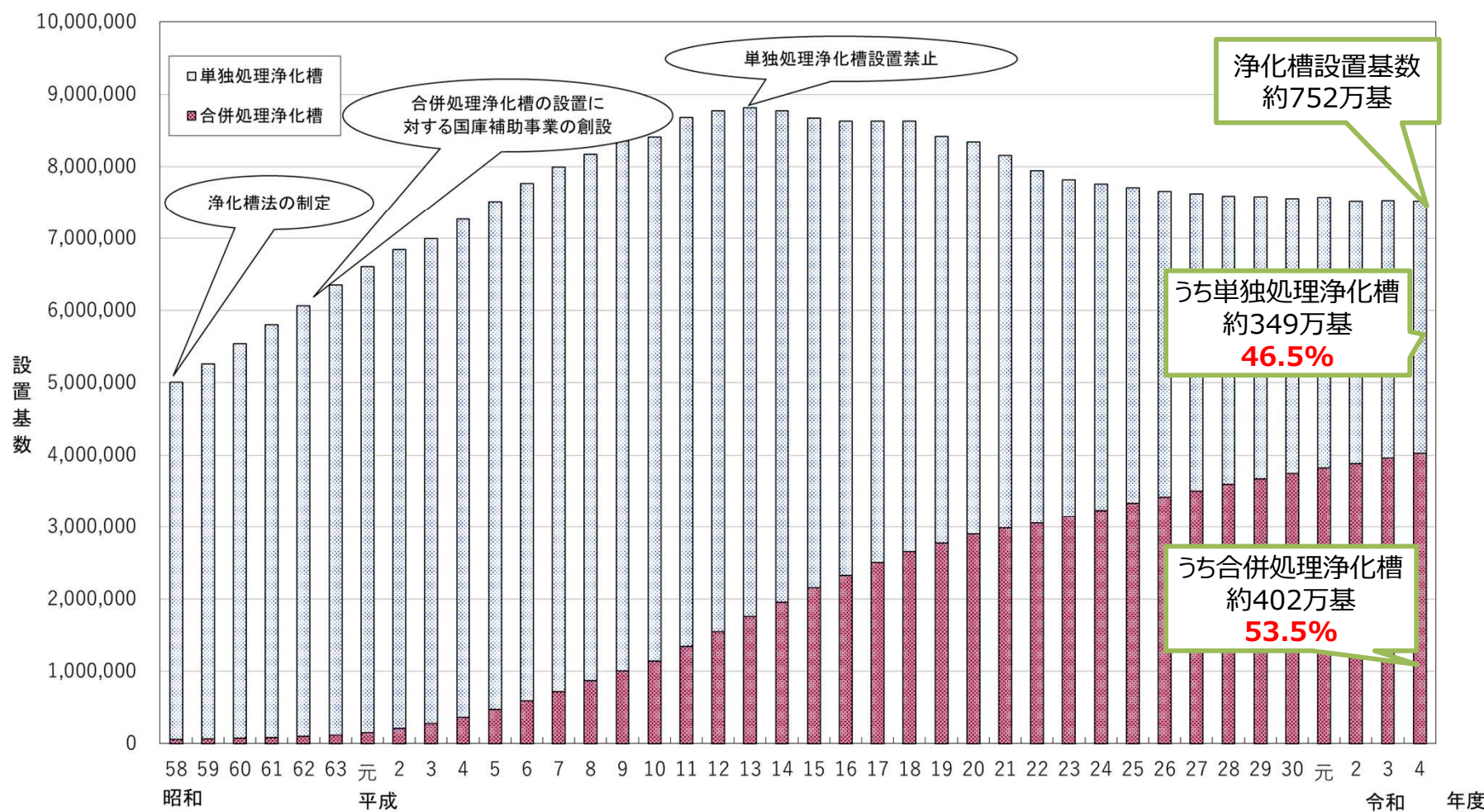


1. 浄化槽の現状

浄化槽設置基数の推移(～令和4年度末)

- 令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和4年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。
- 未だに残存する約349万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移

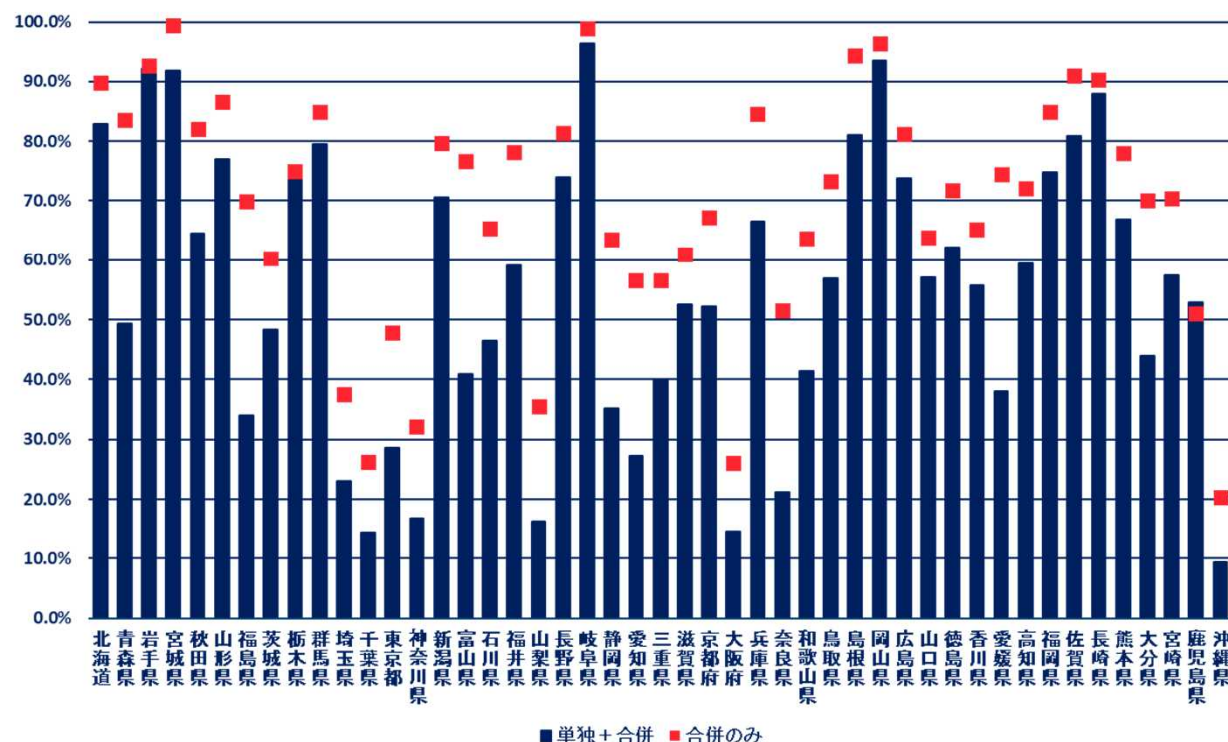


1. 浄化槽の現状

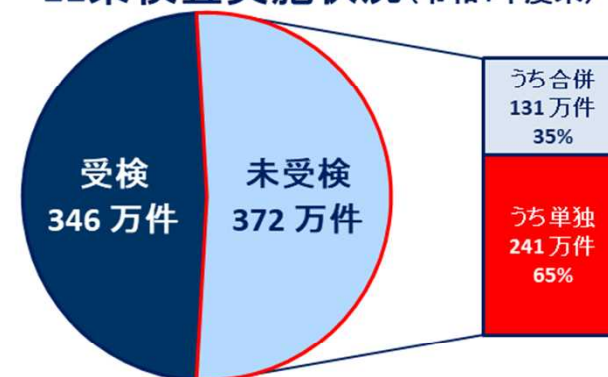
法定検査受検率の推移

- 11条検査（毎年1回行う定期検査）の受検率向上が課題。
- 受検率は都道府県毎のばらつきが大きい（令和4年度の合併処理浄化槽受検率は80%以上が16道県ある一方で、30%未満が3府県）

- 7条検査 94.7%
- 11条検査 48.2%
(うち合併処理浄化槽 65.6%)



11条検査実施状況 (令和4年度末)



出典) 環境省, 令和5年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

2. 浄化槽行政を巡る課題

① 単独処理浄化槽の転換の推進

- 単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与える。既存の単独処理浄化槽は約349万基存在（40年以上経過したものは推計で100万基以上）
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「**特定既存単独処理浄化槽**」の仕組みが設けられた。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽展開以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
（令和4年度で約6,000件）
生活排水の垂れ流しのみならず、
公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

合併浄化槽設置

配管工事

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい



- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「**特定既存単独処理浄化槽**」、「**公共浄化槽**」等の活用

2. 浄化槽行政を巡る課題

① 単独処理浄化槽の転換の推進

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽（特定既存）とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。
- ◆ R2年度の改正法施行以来、鹿児島県では法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R4年度末までに約400基弱を特定既存として指導。
- ◆ 鹿児島県以外では適用実績が乏しく、環境省では特定既存の措置適用拡大に向けて環境大臣指針の見直し等に着手する予定。

◆ 鹿児島県における特定既存の判定基準

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

- ・本体が漏水しているもの
- ・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの
- ・全ぱっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの
- ・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの



合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数
北海道	0	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	1	山梨県	0	山口県	0
宮城県	0	長野県	1	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	0
山形県	0	静岡県	0	愛媛県	0
福島県	0	愛知県	0	高知県	0
茨城県	0	三重県	0	福岡県	0
栃木県	0	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	0	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	0	兵庫県	0	大分県	0
東京都	0	奈良県	0	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山県	0	鹿児島県	384
新潟県	0	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	0	島根県	0	小計	386

特定既存単独処理浄化槽の基数

※令和5年度指導普及調査から一部更新して作成

2. 浄化槽行政を巡る課題

②浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底

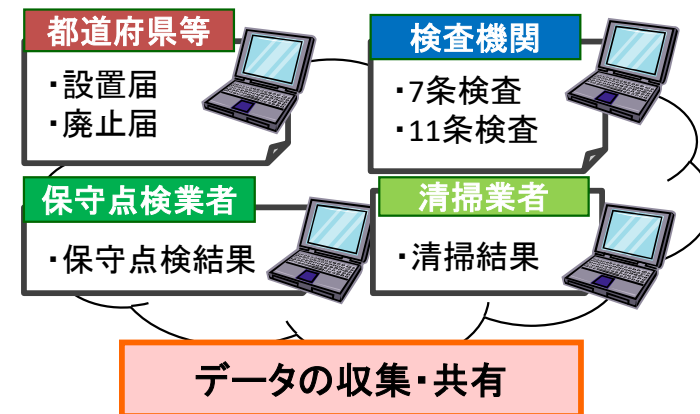
浄化槽台帳システムとは

- 浄化槽管理者からの届出情報、法定検査・保守点検・清掃情報を整理し、電子データ化したデータベース
- 環境省では、**台帳システムの整備や情報の電子化等に対する財政支援を実施**
- 財政支援等を通じて、台帳システムの整備や情報の電子化が進んでいるが、未だに一部の情報について紙媒体で台帳を管理している都道府県も**20**県存在。

浄化槽台帳に係る現状と課題

- 浄化槽台帳自体は概ね作成されている(未策定は1道、台帳作成の権限が委譲されている12市町村の計13自治体のみ)ものの、以下問題点により浄化槽台帳の充実が図られていない。
- 情報が**紙**や**複数の電子ファイル**で保存されており、**データ集計が困難**
- 情報の更新が不十分で設置・管理等の状況が正確に把握できず、**廃止済み浄化槽や維持管理未実施の浄化槽が把握できていない**
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が**効率的に行われていない**

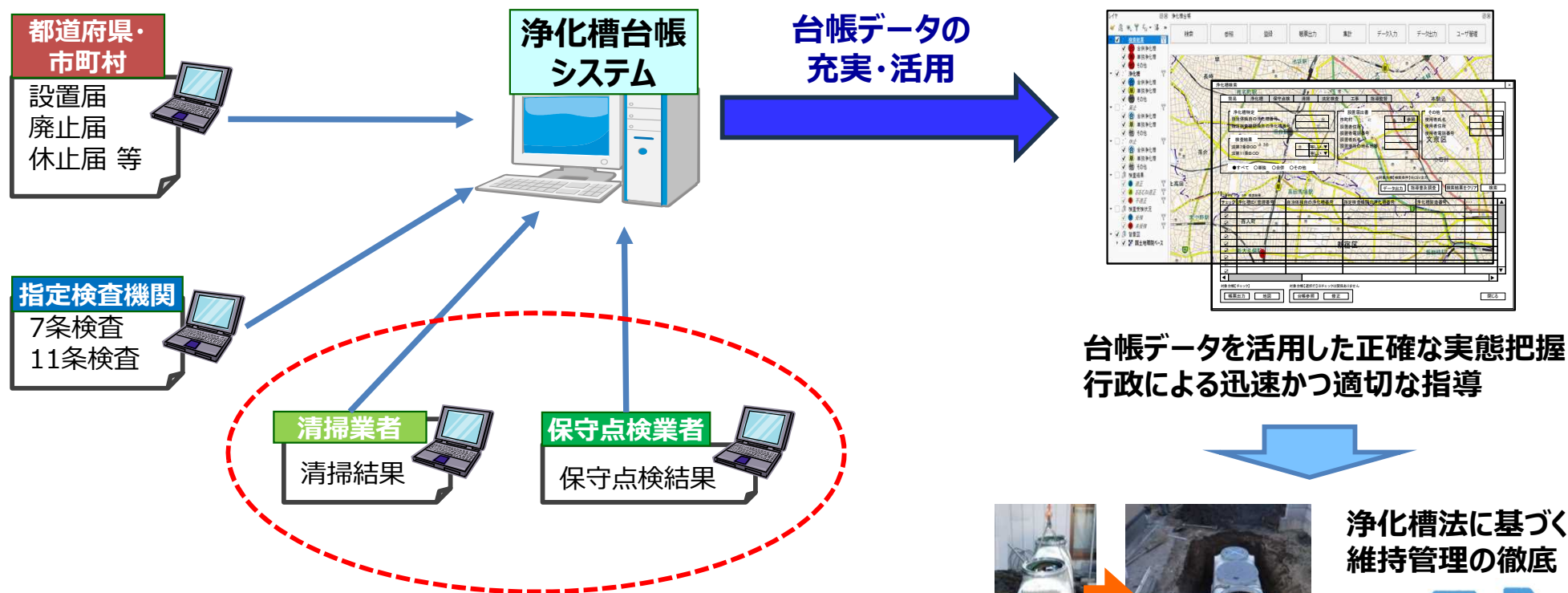
浄化槽台帳システムのイメージ



- 台帳システムを整備し、**デジタル活用**による効果的な情報収集等により、**正確なデータ整備を推進**
- 整備した**台帳情報**を活用して、**清掃実施率向上のため**、行政において、**清掃未実施の浄化槽に対する指導を徹底**
- **台帳に基づき行政が指導する**というサイクルが現時点では**未だ不十分**

2. 浄化槽行政を巡る課題

②浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底



浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

- ✓ 清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自治体が多く存在
- 協議会の不在(情報収集の目的が不明確)
- 情報収集の根拠が不明瞭(顧客情報を提供することへの懸念)
- デジタル化の遅れ

→台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが機能しない



2. 浄化槽行政を巡る課題

③維持管理の徹底に向けた現状把握について

令和4年度における都道府県別保守点検・清掃状況

都道府県名	保守点検	清掃	都道府県名	保守点検	清掃	都道府県名	保守点検	清掃
北海道	84.0%	73.7%	石川県	28.1%	52.5%	岡山県	91.7%	83.5%
青森県	82.2%	59.0%	福井県	34.4%	36.1%	広島県	73.8%	68.7%
岩手県	91.4%	81.0%	山梨県	36.1%	25.6%	山口県	63.2%	62.6%
宮城県	70.3%	69.0%	長野県	81.0%	28.2%	徳島県	88.8%	61.3%
秋田県	88.0%	67.7%	岐阜県	94.1%	95.3%	香川県	91.7%	31.5%
山形県	84.9%	75.6%	静岡県	87.7%	75.9%	愛媛県	無回答	
福島県	73.2%	68.4%	愛知県	64.9%	63.5%	高知県	72.4%	66.6%
茨城県	51.3%	55.1%	三重県	67.8%	81.9%	福岡県	74.4%	76.0%
栃木県	41.3%	29.2%	滋賀県	45.1%	53.2%	佐賀県	86.7%	75.6%
群馬県	79.3%	30.0%	京都府	42.9%	41.3%	長崎県	87.8%	78.3%
埼玉県	53.6%	55.1%	大阪府	62.2%	74.8%	熊本県	89.4%	84.8%
千葉県	57.7%	47.8%	兵庫県	61.3%	55.3%	大分県	80.0%	80.2%
東京都	25.1%	23.3%	奈良県	79.4%	86.8%	宮崎県	91.5%	81.1%
神奈川県	38.0%	58.3%	和歌山県	42.7%	69.9%	鹿児島県	99.5%	88.8%
新潟県	70.0%	70.8%	鳥取県	85.6%	51.5%	沖縄県	17.6%	25.5%
富山県	91.0%	54.9%	島根県	96.2%	85.4%	合計	70.2%	63.6%

○各都道府県別保守点検・清掃実施率

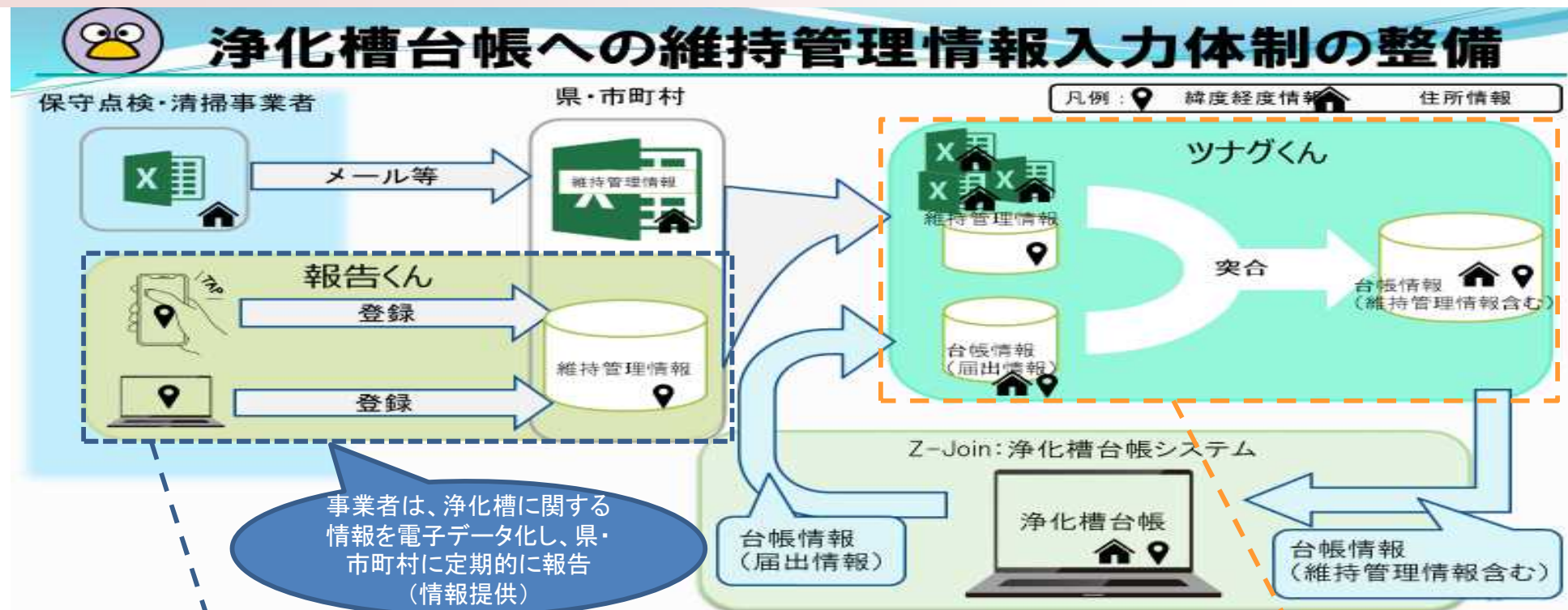
- 令和4年度中に実施を確認できた基数を集計
- 全国平均値は保守点検**70.2%**、清掃**63.6%**
- 保守点検実施率は10～90%台、清掃実施率は20～90%台まで分布しており、都道府県毎に大きく異なる。

○今後の課題

- 浄化槽の設置基数や清掃実施基数について、正確な数値を把握出来ていない。
- 実施報告が紙で取りまとめられているために集計が出来ていない等、デジタル化への対応が求められる。

2. 浄化槽行政を巡る課題

④ 地方自治体の浄化槽台帳整備事例(埼玉県)



報告くんについて

〇モバイル(画面等)

<https://www.jokaso-ss.jp>
とURLに入力

地図変更

住所等検索

現在地

浄化槽自動収集システム

ID test0

Password saitama@1

ログイン

〇機能

- ・背景地図を変更可能。(地理院地図(標準・淡色)、衛星画像)
- ・2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。
- ・報告内容の検索機能・一覧表のCSV出力可能。(追加情報を入力することで電子データ化が可能)
- ・住民説明用の証明書を表示。
- ・下請業者のID管理・閲覧制限

ツナグくんについて

自動突合

- ・「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか
- ・「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみの場合
- ・「位置情報が5m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみの場合

浄化槽台帳情報

業者報告情報

突合!

住所突合では、表記ゆれを事前補正(半角全角、～等を補正)

※ 2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合

- ・自動突合でできなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。

2. 浄化槽行政を巡る課題

⑤ 地方自治体の浄化槽台帳整備事例(徳島県)

- ◆ 徳島県では浄化槽を設置している各家庭にQRコード付ステッカーを添付。清掃・保守点検時に作業員がQRコードを読み取り、作業結果を浄化槽台帳システムに送信する取組をR6年度から開始。



清掃・保守点検業者



スマートフォンで読込

送信



正確な情報！

登録



徳島県浄化槽台帳

- ① 作業日
- ② 作業者名
- ③ 管理業者名など

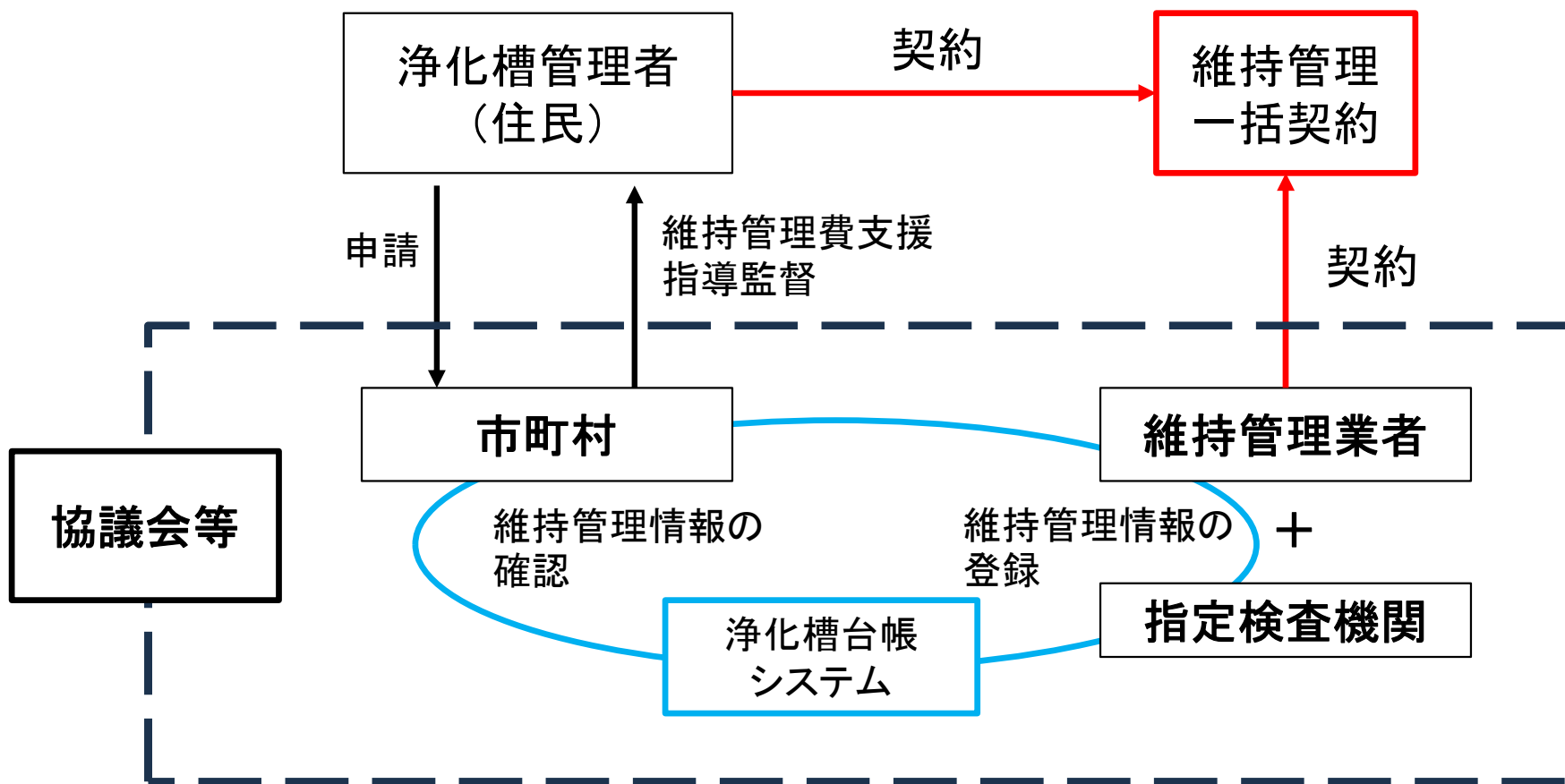
2. 浄化槽行政を巡る課題

⑥協議会等を通じた関係機関・事業者等と連携した維持管理支援のイメージ

環境省ではR 4 補正予算から、少人数高齢世帯への維持管理費支援メニューを新設。個人設置浄化槽については補助要件として

- 自治体・維持管理業者等による維持管理に係る協議会等の設立
- 管理者と業者の間での維持管理一括契約の締結
- 台帳システムへの維持管理情報の登録及び当該情報を活用した管理者への指導監督

等からなる、行政関与の下で継続的な維持管理向上を図るスキームの構築を求めている。



3. 能登半島地震における浄化槽復旧対策

令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害状況と対応状況

- 能登地域6市町に設置されている浄化槽は全体で約1.9万基（うち市町設置が約3千基、個人設置が約1.6万基）。
- 市町設置浄化槽については設置基数の約40%にあたる1,400基以上が被災。個人設置浄化槽については窓口一元化のためコールセンターを設け、設置基数の約20%にあたる3,000件以上の調査依頼を受付。
- 市町設置浄化槽については環境省が支援しながら、各市町において復旧工事の発注・施工を進めているところ。個人設置浄化槽についても石川県・関係団体等と連携・協力し、復旧工事や補助申請等のサポートを実施。

能登半島地震の教訓

- 大規模地震が発生した際、浄化槽についても大規模な被害が発生することを前提に平時からの備えが必要。自治体と指定検査機関・業界団体との災害協定締結など、**地域内、さらには都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制を整える**必要がある。
- 支援体制においては、被災浄化槽の調査から災害査定までの円滑・迅速な遂行が可能となるよう、**平時からの意思の疎通**を図ることを想定して対策を立案する必要がある。
- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えの観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）

4. 浄化槽行政の課題を踏まえた新たな対策

総務省行政勧告を受けた検討

- 本年2月に総務省から出された行政評価勧告において、改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘がなされた。これを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、**単独処理浄化槽への転換**や**浄化槽の維持管理向上を推進**するため、環境省において**浄化槽法施行状況点検検討会**を立ち上げ。
- 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
 - ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
 - ② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- 本年8月までに全5回検討会を開催。取りまとめ報告書を踏まえ、追加措置を実施していく。

📄 調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、**現在の判定の考え方（環境省指針）**では**特定既存単独槽とは判定されない場合あり**（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、**法定検査の結果も活用されていない**ために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ **清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく**、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、**台帳の整備が進まず、十分に活用されていない**（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

👉 勧告

判定の考え方の見直し・
定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を
活用するための措置

清掃業者や保守点検業者
からの情報収集の仕組み
を有効に機能させるための
措置

浄化槽台帳の整備・活用
方法の提示、デジタル化
の検討

💡 期待される効果

特定既存単独槽の
除却等の促進
（合併層への転換）

法定検査、清掃、
保守点検の実施率
向上

➡ 生活環境の保全
公衆衛生の確保

4. 浄化槽行政の課題を踏まえた新たな対策

浄化槽法施行状況点検検討会での議論を受けた今後の取組

特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、令和6年度中を目途に指針を見直し（11条検査との対応関係を整理し、判断基準を技術的見地から定量化・明確化）。
- 都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくり（指定検査機関・業界団体との連携・協力体制の構築、行政内や指定検査機関向けの教育制度等の充実）。
- 11条検査未受検の場合においても、保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 合併処理浄化槽への転換を促すため、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を実施。（R7概算要求において、高齢世帯に対する補助額引き上げを要求）

4. 浄化槽行政の課題を踏まえた新たな対策

浄化槽法施行状況点検検討会での議論を受けた今後の取組

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

- 自治体が浄化槽の状態を把握し、指導をするために必要な保守点検・清掃情報の収集の推進に取り組みつつ、保守点検・清掃情報の電子情報による報告の義務化についても検討。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報取り扱いについて、改めて明確化・周知。
- 維持管理情報の収集の促進に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制が重要。法定協議会の意義やメリットを周知し、活用を促すための施策に継続して取り組む。
- 浄化槽台帳の精度向上に向けて、設置届を提出していない浄化槽（無届浄化槽）の把握が重要であり、保守点検・清掃業者との連携、把握するための調査等が必要。
- 維持管理情報として全国統一的に収集すべき項目に関する報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討。

5. 浄化槽整備に係る予算制度

循環型社会形成推進交付金によるきめ細かな支援

＜市町村における取組＞

浄化槽台帳システムの
整備・充実

＜循環型社会形成推進交付金による支援対象＞

既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台帳システムの改修等

協議会等を活用した単独転換
促進及び維持管理向上

・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等
・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施

特定既存単独処理浄化槽の
措置に係る指導等の実施

特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等

単独処理浄化槽・くみ取り槽
から合併処理浄化槽への転換

・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事
・単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去

汚水処理概成に向けた単独
転換促進・整備加速化

・事業計画額の6割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2)
・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)

浄化槽の維持管理の向上

・少人数高齢世帯の維持管理費
・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕等

令和7年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成(循環型社会形成推進交付金)

- 汚水処理人口普及率は令和5年度末で93.3%となったところであるが、依然として地方を中心に約830万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和7年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和6年度 予算額	令和7年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 （浄化槽分）	（91億円） 86億円	（91億円＋事項要求） 86億円＋事項要求	（100%） 100%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

令和7年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

(2) 浄化槽整備推進のための国庫助成(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和7年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R7要求額 18億円 (R6予算額 18億円)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 R7要求額 50億円の内数 (R6予算額 20億円の内数)

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度要求額 8,613百万円＋事項要求（8,613百万円）】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和7年度要求では、下線部分を追加するとともに、交付金により設置する浄化槽は、電子化された台帳への記録と台帳情報に基づく浄化槽管理者に対する維持管理の指導監督を行うことを交付要件に追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

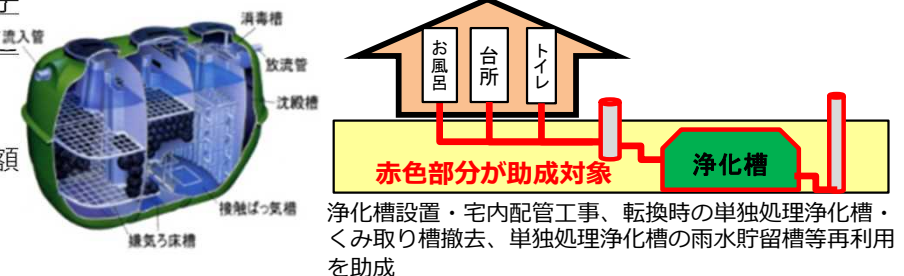
浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和7年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

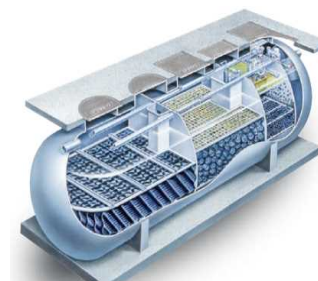
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備



【令和7年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

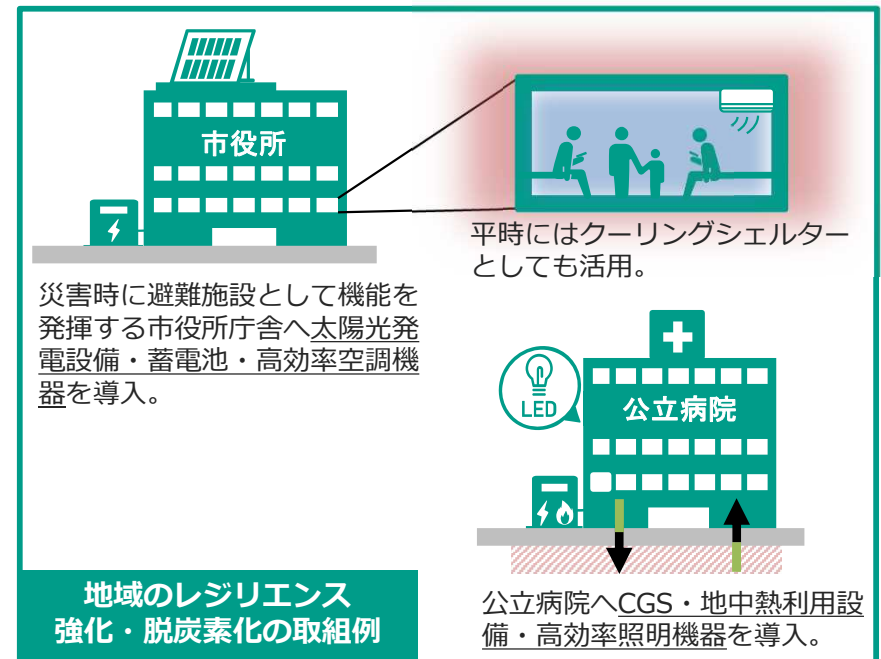
※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- 導入 ←
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 熱利用設備 等

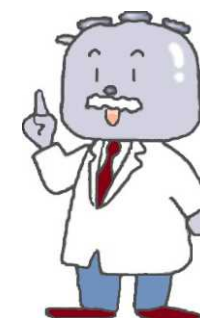


中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- 令和 8 年度の概成に向けた取組は急務。単独処理浄化槽・くみとり便槽の転換の更なる推進に向けて、予算制度と特定既存単独処理浄化槽等の法制度を組み合わせ対応していく
- 浄化槽の信頼性向上の観点から、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の着実な実施は必須。その土台となるのは、「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。法改正の動き（デジタル報告の義務化等）も踏まえ、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。浄化槽の実態把握は、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも重要
- 汚水処理の概成後も見据えながら、持続可能な浄化槽システムの構築を目指していく。人口減少（浄化槽ユーザーの減少でもあり、システムを支える労働力人口の減少でもある）を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化といった課題に取り組まなければならない



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>